

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年10月25日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平木 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋詰 廣志
【電話番号】	03-6737-0522
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	インデックスコレクション（国内債券）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

インデックスコレクション（国内債券）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

平成29年10月26日から平成30年 4月25日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後2時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<信託金限度額>

上限 1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
--------	------	------------	------	-----------	--------------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グロ ー バ ル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア 型
	年2回				TOPIX	
	年4回	日本	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし	その他	条件付運用 型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ()	年6回 (隔月)	北米			(NOMUR A-BPI 総 合)	ロ ン グ ・ シ ョ ー ト 型 / 絶 対 収 益 追 求 型
	年12回 (毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				その他 ()
不動産投信	その他 ()	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型		エマ ー ジ ン グ				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをい

う。

- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

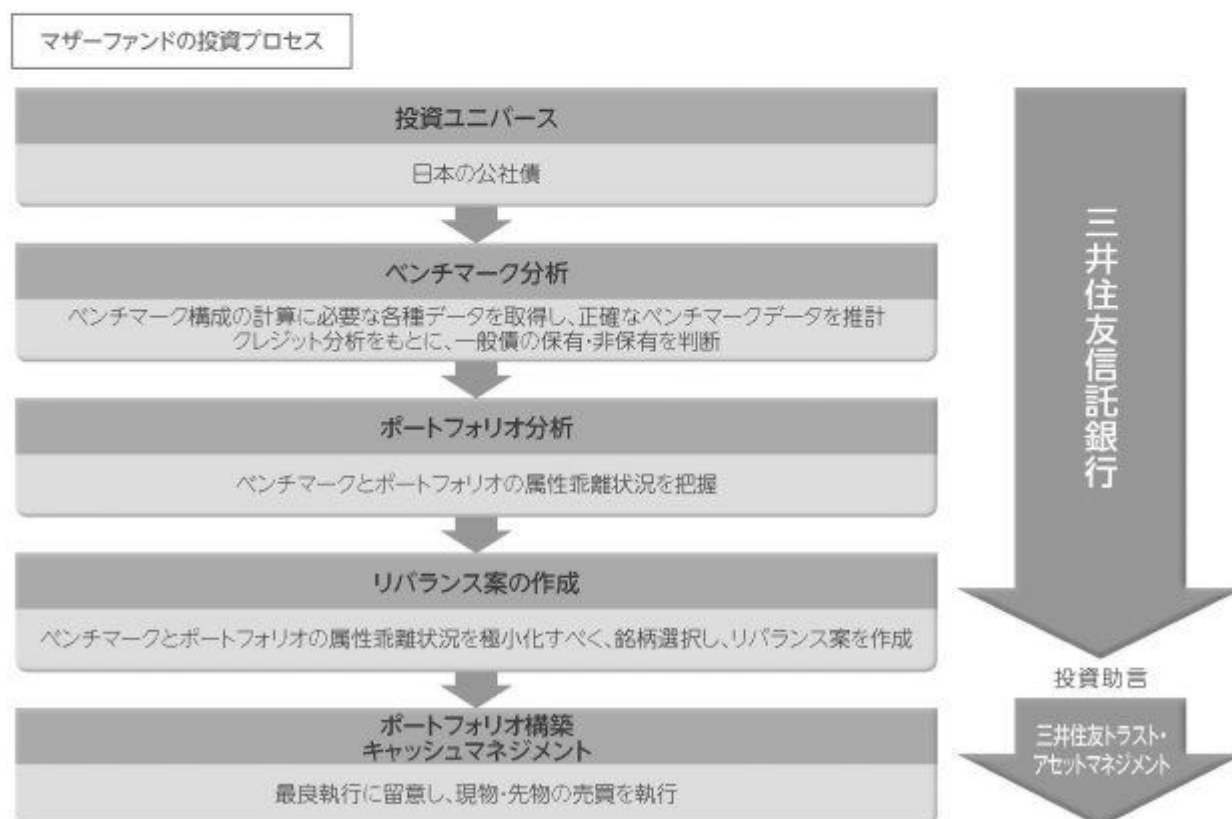
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

NOMURA-BPI総合とは

「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

分配方針

- 年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配金は、自動的にファンドの受益権に再投資されます。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年10月20日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

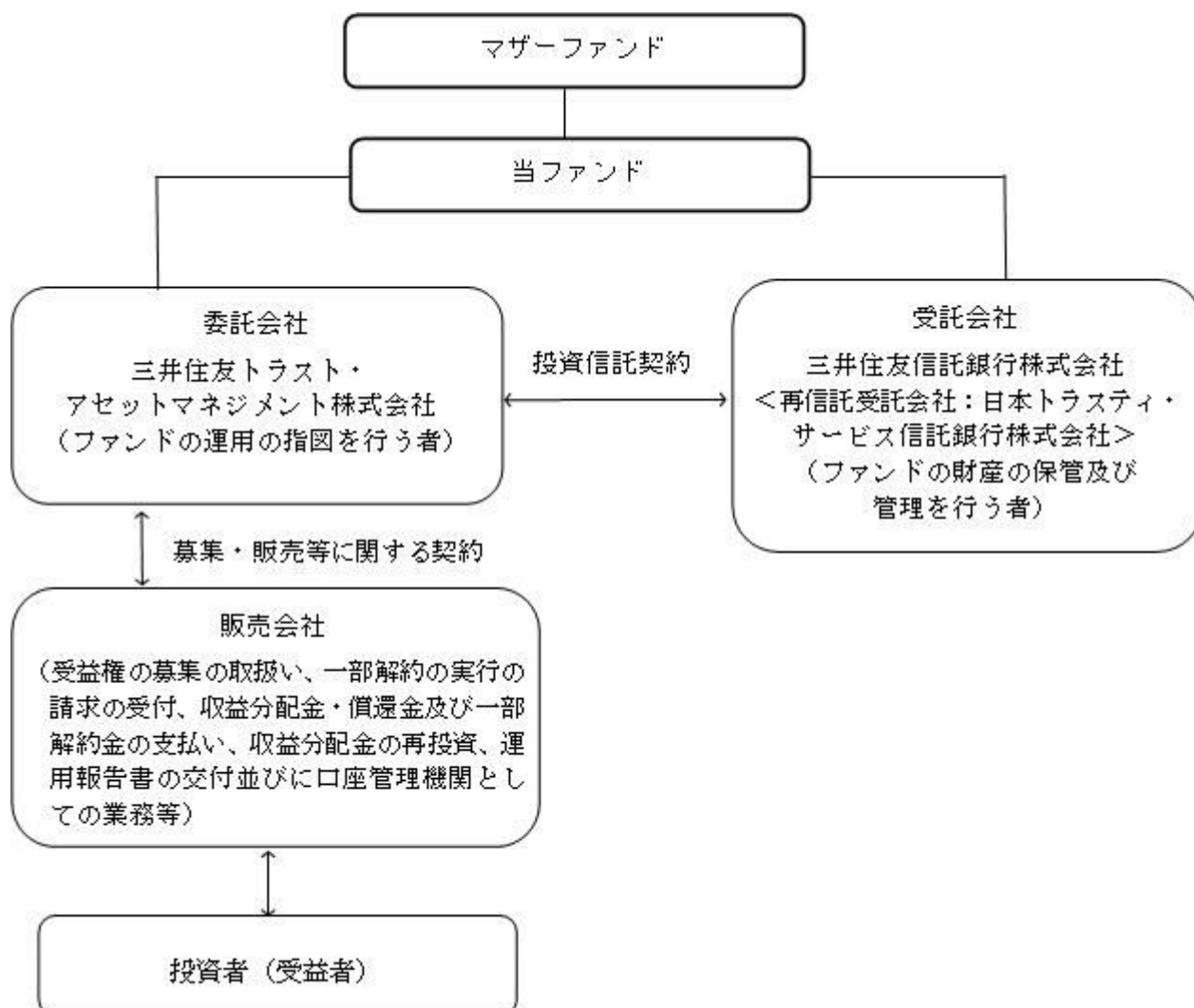
平成24年4月1日 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継

当ファンドの名称を中央三井インデックスコレクション（国内債券）からインデックスコレクション（国内債券）に変更

当ファンドの主要投資対象である中央三井日本債券マザーファンドの名称を日本債券マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（平成29年 8月31日現在）

イ. 資本金の額：3億円

ロ. 委託会社の沿革

昭和61年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日：	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、わが国の公社債に投資する日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を主要投資対象とし、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、公社債等に直接投資することもあります。

② 投資態度

- A. 公社債への実質投資は、わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA－BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 公社債等の実質投資割合は、原則として高位を保ちます。
- C. 株式以外の資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- D. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- F. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- G. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限りません。）
 - 3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - B. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形
- ② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者と
し、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本債券マザーファンド」の
受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる
同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図し
ます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除き
ます。）
5. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるも
のをいいます。）
6. 転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が
当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し
得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7
号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま
す。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から7. までの証券又は証書の性質を有
するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい
い、振替受益権を含みます。）
10. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益
証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受
益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記6. の証券又は証書及び上記8. の証券又は証書のうち上記6. の証券又は証書の性質
を有するものを以下「株式」といい、上記1. から5. までの証券及び上記8. の証券又は証書のう
ち上記1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上
記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法
第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用
することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
す。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「日本債券マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債に投資を行い、NOMURA－BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ③ 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

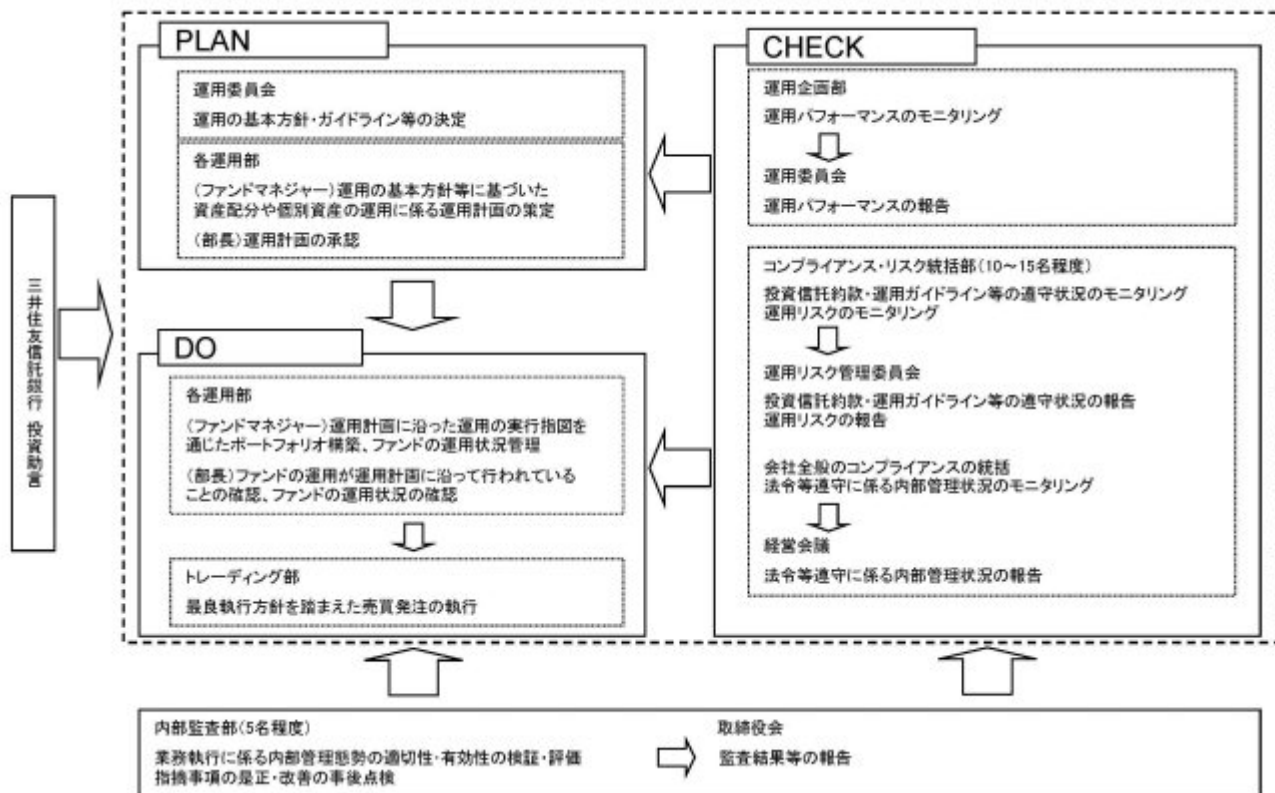
3. 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する

証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時（決算日は７月２５日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することがあります。

- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

A. 株式への投資割合

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

B. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

C. 転換社債等への投資割合

転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

F. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 投資する株式の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所では有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

H. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

I. スワップ取引の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

J. 金利先渡取引の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

K. 公社債の貸付の指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、公社債の貸付にあたり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

L. 公社債の空売りの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は借入れた公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

M. 公社債の借入れの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ. 上記イ. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の

純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二. 上記イ. の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

N. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

O. 再投資の指図

委託会社は、上記N. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

P. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

Q. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

R. 利害関係人等との取引等

イ. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ. 及びロ. において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記H. からP. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ. 受託会社は、受託会社が当ファンドの受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同

様とします。

ハ、委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記H. からP. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ、上記イ. からハ. までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

S. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

T. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

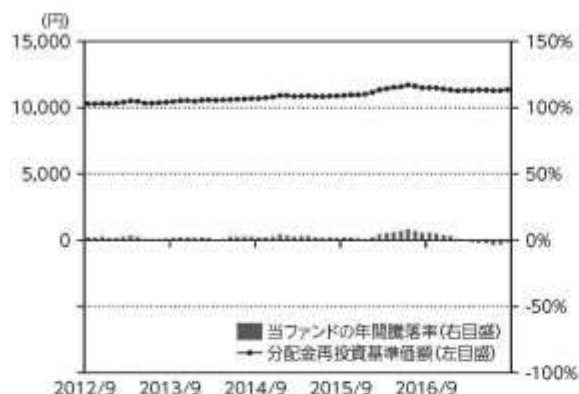
- ① ファンドは、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ 確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

（２）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

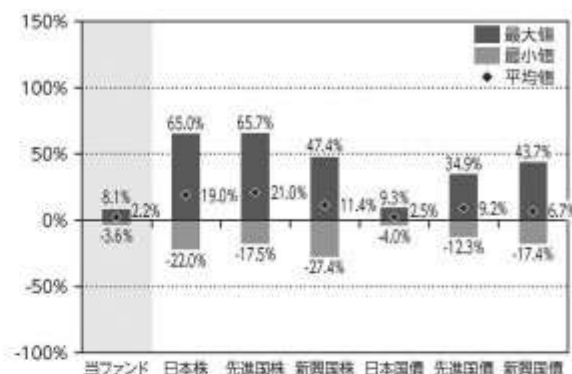
- ① 運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- ② 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

*2012年9月～2017年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小値。当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX (東証株価指数、配当込み)^{※1}

先進国株…… MSCI ロクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)^{※2}

新興国株…… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)^{※3}

日本国債…… NOMURA-BPI 国債^{※4}

先進国国債…… シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)^{※5}

新興国国債…… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)^{※6}

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用してあります。

- ※1 TOPIX (東証株価指数) とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」) が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ※2 MSCI ロクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ※3 MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ※4 NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- ※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC が開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。なお、Citigroup Index LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morgan はその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan からの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.108%（税抜 0.1%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.054% (税抜 0.05%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.0324% (税抜 0.03%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.0216% (税抜 0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※税抜における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

- ②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、平成29年 8月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下は、平成29年 8月31日現在の状況について記載してあります。

【インデックスコレクション（国内債券）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	19,856,398,888	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,930,889	0.05
合計(純資産総額)		19,866,329,777	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	14,668,241,773	1.3473	19,762,522,141	1.3537	19,856,398,888	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（平成23年 7月25日）	1,961,487,562	1,961,487,562	9,999	9,999
第2期計算期間末（平成24年 7月25日）	2,335,320,770	2,335,320,770	10,316	10,316
第3期計算期間末（平成25年 7月25日）	2,919,974,413	2,919,974,413	10,350	10,350
第4期計算期間末（平成26年 7月25日）	4,713,855,636	4,713,855,636	10,651	10,651
第5期計算期間末（平成27年 7月27日）	7,462,548,677	7,462,548,677	10,860	10,860
第6期計算期間末（平成28年 7月25日）	17,215,865,536	17,215,865,536	11,646	11,646
第7期計算期間末（平成29年 7月25日）	19,386,069,230	19,386,069,230	11,293	11,293
平成28年 8月末日	17,467,352,664	—	11,496	—
9月末日	17,645,857,270	—	11,502	—
10月末日	17,793,639,109	—	11,470	—
11月末日	17,812,694,096	—	11,395	—
12月末日	17,904,897,680	—	11,331	—
平成29年 1月末日	18,052,378,636	—	11,268	—
2月末日	18,262,893,697	—	11,301	—
3月末日	18,476,006,812	—	11,286	—
4月末日	18,861,811,726	—	11,340	—
5月末日	19,053,416,341	—	11,317	—
6月末日	19,387,741,751	—	11,284	—
7月末日	19,585,649,066	—	11,286	—

8月末日	19,866,329,777	—	11,344	—
------	----------------	---	--------	---

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成22年10月20日～平成23年 7月25日	0
第2期計算期間	平成23年 7月26日～平成24年 7月25日	0
第3期計算期間	平成24年 7月26日～平成25年 7月25日	0
第4期計算期間	平成25年 7月26日～平成26年 7月25日	0
第5期計算期間	平成26年 7月26日～平成27年 7月27日	0
第6期計算期間	平成27年 7月28日～平成28年 7月25日	0
第7期計算期間	平成28年 7月26日～平成29年 7月25日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	平成22年10月20日～平成23年 7月25日	△0.0
第2期計算期間	平成23年 7月26日～平成24年 7月25日	3.2
第3期計算期間	平成24年 7月26日～平成25年 7月25日	0.3
第4期計算期間	平成25年 7月26日～平成26年 7月25日	2.9
第5期計算期間	平成26年 7月26日～平成27年 7月27日	2.0
第6期計算期間	平成27年 7月28日～平成28年 7月25日	7.2
第7期計算期間	平成28年 7月26日～平成29年 7月25日	△3.0

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	平成22年10月20日～平成23年 7月25日	1,978,164,751	16,474,000	1,961,690,751
第2期計算期間	平成23年 7月26日～平成24年 7月25日	581,115,843	279,107,123	2,263,699,471
第3期計算期間	平成24年 7月26日～平成25年 7月25日	1,232,605,068	675,023,167	2,821,281,372
第4期計算期間	平成25年 7月26日～平成26年 7月25日	2,143,366,779	538,997,752	4,425,650,399
第5期計算期間	平成26年 7月26日～平成27年 7月27日	3,309,054,548	863,271,212	6,871,433,735
第6期計算期間	平成27年 7月28日～平成28年 7月25日	8,983,629,613	1,071,910,712	14,783,152,636
第7期計算期間	平成28年 7月26日～平成29年 7月25日	4,097,654,069	1,714,755,968	17,166,050,737

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	255,366,627,290	82.08
地方債証券	日本	17,855,399,737	5.74
特殊債券	日本	22,596,999,789	7.26
社債券	日本	11,588,006,000	3.72
	フランス	803,631,000	0.26
	オーストラリア	301,225,000	0.10
	イギリス	100,901,000	0.03
	ノルウェー	100,461,000	0.03
	スイス	100,189,000	0.03
	スウェーデン	100,151,000	0.03
	カナダ	100,078,000	0.03
	小計	13,194,642,000	4.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,087,823,127	0.67
合計(純資産総額)		311,101,491,943	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	日本	604,480,000	0.19

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	利率(％)	償還期限	投資比率(％)
------	----	-----	----	-----------	-----------	----------	----------	-------	------	---------

日本	国債証券	第127回利付国債（5年）	3,820,000,000	101.06	3,860,653,800	100.90	3,854,647,400	0.100	2021/3/20	1.24
日本	国債証券	第116回利付国債（5年）	3,210,000,000	100.85	3,237,285,000	100.46	3,224,958,600	0.200	2018/12/20	1.04
日本	国債証券	第339回利付国債（10年）	3,095,000,000	103.36	3,198,992,000	103.68	3,208,957,900	0.400	2025/6/20	1.03
日本	国債証券	第347回利付国債（10年）	3,015,000,000	100.46	3,028,952,000	100.97	3,044,516,850	0.100	2027/6/20	0.98
日本	国債証券	第129回利付国債（5年）	2,870,000,000	101.12	2,902,144,000	101.01	2,899,187,900	0.100	2021/9/20	0.93
日本	国債証券	第126回利付国債（5年）	2,870,000,000	101.02	2,899,274,000	100.84	2,894,222,800	0.100	2020/12/20	0.93
日本	国債証券	第117回利付国債（5年）	2,830,000,000	100.91	2,855,951,100	100.56	2,845,932,900	0.200	2019/3/20	0.91
日本	国債証券	第335回利付国債（10年）	2,725,000,000	103.98	2,833,519,250	104.21	2,839,967,750	0.500	2024/9/20	0.91
日本	国債証券	第343回利付国債（10年）	2,790,000,000	100.65	2,808,302,400	101.14	2,821,945,500	0.100	2026/6/20	0.91
日本	国債証券	第341回利付国債（10年）	2,740,000,000	102.66	2,813,044,400	102.91	2,819,843,600	0.300	2025/12/20	0.91
日本	国債証券	第334回利付国債（10年）	2,660,000,000	104.63	2,783,158,000	104.78	2,787,307,600	0.600	2024/6/20	0.90
日本	国債証券	第122回利付国債（5年）	2,770,000,000	100.86	2,793,822,000	100.60	2,786,869,300	0.100	2019/12/20	0.90
日本	国債証券	第340回利付国債（10年）	2,660,000,000	103.37	2,749,642,000	103.71	2,758,898,800	0.400	2025/9/20	0.89
日本	国債証券	第379回利付国債（2年）	2,705,000,000	100.52	2,719,309,450	100.52	2,719,228,300	0.100	2019/8/15	0.87
日本	国債証券	第346回利付国債（10年）	2,685,000,000	100.61	2,701,622,400	101.00	2,711,903,700	0.100	2027/3/20	0.87
日本	国債証券	第345回利付国債（10年）	2,680,000,000	100.42	2,691,257,100	101.02	2,707,416,400	0.100	2026/12/20	0.87
日本	国債証券	第124回利付国債（5年）	2,630,000,000	100.94	2,654,722,000	100.72	2,649,172,700	0.100	2020/6/20	0.85
日本	国債証券	第332回利付国債（10年）	2,530,000,000	104.57	2,645,779,000	104.49	2,643,824,700	0.600	2023/12/20	0.85
日本	国債証券	第128回利付国債（5年）	2,490,000,000	101.08	2,516,991,600	100.95	2,513,729,700	0.100	2021/6/20	0.81
日本	国債証券	第329回利付国債（10年）	2,245,000,000	105.66	2,372,141,000	105.39	2,366,140,200	0.800	2023/6/20	0.76
日本	国債証券	第123回利付国債（5年）	2,320,000,000	100.90	2,340,880,000	100.67	2,335,660,000	0.100	2020/3/20	0.75
日本	国債証券	第325回利付国債（10年）	2,205,000,000	105.14	2,318,337,000	104.72	2,309,098,050	0.800	2022/9/20	0.74
日本	国債証券	第333回利付国債（10年）	2,180,000,000	104.58	2,279,844,000	104.64	2,281,195,600	0.600	2024/3/20	0.73
日本	国債証券	第344回利付国債（10年）	2,240,000,000	100.57	2,252,768,000	101.08	2,264,348,800	0.100	2026/9/20	0.73
日本	国債証券	第338回利付国債（10年）	2,170,000,000	103.30	2,241,610,000	103.64	2,249,009,700	0.400	2025/3/20	0.72
日本	国債証券	第125回利付国債（5年）	2,200,000,000	100.97	2,221,340,000	100.77	2,217,138,000	0.100	2020/9/20	0.71
日本	国債証券	第342回利付国債（10年）	2,110,000,000	100.73	2,125,403,000	101.19	2,135,298,900	0.100	2026/3/20	0.69
日本	国債証券	第312回利付国債（10年）	2,037,000,000	105.29	2,144,899,890	104.46	2,127,992,790	1.200	2020/12/20	0.68
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	2,040,000,000	104.36	2,128,944,000	103.37	2,108,788,800	1.300	2019/12/20	0.68
日本	国債証券	第131回利付国債（5年）	2,040,000,000	101.04	2,061,407,000	101.18	2,064,235,200	0.100	2022/3/20	0.66

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	82.08
地方債証券	5.74
特殊債券	7.26
社債券	4.24
合計	99.33

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の 種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物	買建	4円		603,601,296	604,480,000	0.19

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

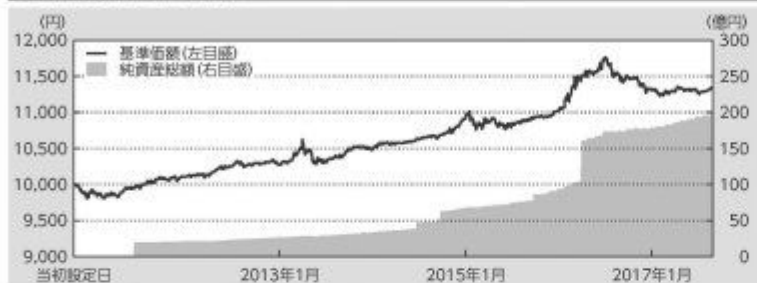
《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2010年10月20日
作成基準日：2017年8月31日

基準価額・純資産の推移



基準価額	11,344円
純資産総額	198.66億円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：0円

決算期	2013年7月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
第127回利付国債(5年)	日本	国債	0.1%	2021/03/20	1.2%
第116回利付国債(5年)	日本	国債	0.2%	2018/12/20	1.0%
第339回利付国債(10年)	日本	国債	0.4%	2025/06/20	1.0%
第347回利付国債(10年)	日本	国債	0.1%	2027/06/20	1.0%
第129回利付国債(5年)	日本	国債	0.1%	2021/09/20	0.9%
第126回利付国債(5年)	日本	国債	0.1%	2020/12/20	0.9%
第117回利付国債(5年)	日本	国債	0.2%	2019/03/20	0.9%
第335回利付国債(10年)	日本	国債	0.5%	2024/09/20	0.9%
第343回利付国債(10年)	日本	国債	0.1%	2026/06/20	0.9%
第341回利付国債(10年)	日本	国債	0.3%	2025/12/20	0.9%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2010年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2008年～2009年は、ファンドのベンチマークである「NOMURA-BPI 総合」の年間収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に

規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録

を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の

一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

公社債等

計算日における次のイ. からハ. までに掲げるいずれかの価額で評価します。

イ. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

ロ. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

ハ. 価格情報会社の提供する価額

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（平成22年10月20日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年7月26日から翌年7月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年10月20日から平成23年7月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（1）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（2）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をし

た場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
- 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成28年 7月26日から平成29年 7月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【インデックスコレクション（国内債券）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (平成28年 7月25日現在)	第7期 (平成29年 7月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,218,252	27,112,496
親投資信託受益証券	17,215,769,033	19,376,379,857
未収入金	4,264,478	9,306,356
流動資産合計	17,237,251,763	19,412,798,709
資産合計	17,237,251,763	19,412,798,709
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,499,057	16,239,765
未払受託者報酬	1,502,320	1,998,054
未払委託者報酬	6,009,251	7,992,146
未払利息	22	67
その他未払費用	375,577	499,447
流動負債合計	21,386,227	26,729,479
負債合計	21,386,227	26,729,479
純資産の部		
元本等		
元本	14,783,152,636	17,166,050,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,432,712,900	2,220,018,493
（分配準備積立金）	934,455,240	999,864,455
元本等合計	17,215,865,536	19,386,069,230
純資産合計	17,215,865,536	19,386,069,230
負債純資産合計	17,237,251,763	19,412,798,709

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日	第7期 自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日
営業収益		
受取利息	3,084	19
有価証券売買等損益	770,581,475	△523,021,203
営業収益合計	770,584,559	△523,021,184
営業費用		
支払利息	3,242	13,056
受託者報酬	2,422,479	3,912,505
委託者報酬	9,689,848	15,649,914
その他費用	606,471	978,156
営業費用合計	12,722,040	20,553,631
営業利益又は営業損失（△）	757,862,519	△543,574,815
経常利益又は経常損失（△）	757,862,519	△543,574,815
当期純利益又は当期純損失（△）	757,862,519	△543,574,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	29,992,092	△45,115,842
期首剰余金又は期首欠損金（△）	591,114,942	2,432,712,900
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,217,944,686	563,538,456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,217,944,686	563,538,456
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,217,155	277,773,890
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	104,217,155	277,773,890
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,432,712,900	2,220,018,493

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

	第6期 (平成28年 7月25日現在)	第7期 (平成29年 7月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	14,783,152,636口	17,166,050,737口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1646円 (1万口当たり純資産額) (11,646円)	1口当たり純資産額 1.1293円 (1万口当たり純資産額) (11,293円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日			第7期 自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	120,855,153円	費用控除後の配当等収益額	A	160,899,924円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	607,015,274円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,498,257,660円	収益調整金額	C	1,326,889,889円
分配準備積立金額	D	206,584,813円	分配準備積立金額	D	838,964,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,432,712,900円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,326,754,344円
当ファンドの期末残存口数	F	14,783,152,636口	当ファンドの期末残存口数	F	17,166,050,737口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,645円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,355円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）
1. 金融商品の状況に関する事項

	第7期 自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第7期 (平成29年 7月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日	第7期 自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,871,433,735円	14,783,152,636円
期中追加設定元本額	8,983,629,613円	4,097,654,069円
期中一部解約元本額	1,071,910,712円	1,714,755,968円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6期 (平成28年 7月25日現在)	第7期 (平成29年 7月25日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	772,538,881	△454,010,348
合計	772,538,881	△454,010,348

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
----	-----	------	--------	----

親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	14,379,502,677	19,376,379,857	
合計		14,379,502,677	19,376,379,857	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

	平成29年 7月25日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,364,069,731
国債証券	256,038,674,270
地方債証券	17,800,968,189
特殊債券	22,784,398,591
社債券	13,467,811,000
派生商品評価勘定	359,028
未収利息	716,065,153
前払費用	7,130,959
差入委託証拠金	320,000
流動資産合計	312,179,796,921
資産合計	312,179,796,921
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	200,324
前受金	160,000
未払金	260,648
未払解約金	202,072,105
未払利息	3,372
流動負債合計	202,696,449
負債合計	202,696,449
純資産の部	
元本等	
元本	231,529,453,456
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	80,447,647,016
元本等合計	311,977,100,472
純資産合計	311,977,100,472

	平成29年 7月25日現在
項目	金額（円）
負債純資産合計	312,179,796,921

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成29年 7月25日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3.収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	平成29年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	231,529,453,456口
2. 担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産は次の通りであります。 有価証券 104,346,000円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3475円 (1万口当たり純資産額) (13,475円)

（注）担保資産の有価証券は、「国債証券」であります。上記金額には、約定未受渡債券を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成29年 7月25日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 7月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

	平成29年 7月25日現在
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	平成29年 7月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年 7月26日
期首元本額	232,999,382,787円
期中追加設定元本額	23,782,575,133円
期中一部解約元本額	25,252,504,464円
期末元本額	231,529,453,456円
期末元本額の内訳	
日本債券インデックスファンド	1,012,249,204円
D C日本債券インデックスファンド	2,896,361,319円
D C日本債券インデックスファンド L	34,317,143,459円
D Cバランスファンド 3 0	6,678,215,346円
D Cバランスファンド 5 0	4,547,483,282円
D Cバランスファンド 7 0	1,056,286,032円
日本債券インデックスファンド（SMA専用）	236,822,846円
日本債券インデックス e	1,608,512,168円
インデックスコレクション（国内債券）	14,379,502,677円
インデックスコレクション（バランス株式 3 0）	16,022,640,826円

区分	平成29年 7月25日現在
インデックスコレクション（バランス株式50）	1,954,166,094円
インデックスコレクション（バランス株式70）	732,687,717円
私募日本債券パッシブファンド（適格機関投資家専用）	44,697,172,391円
日本債券パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	3,031,327,871円
バランスVA30（適格機関投資家専用）	837,922,256円
バランスVA50（適格機関投資家専用）	3,520,837,004円
VAバランスファンド（株25／100）（適格機関投資家専用）	270,459,629円
VAバランスファンド（株50／100）（適格機関投資家専用）	429,762,475円
VAバランスファンド（株60／100）（適格機関投資家専用）	1,983,592,770円
バランスVA25（適格機関投資家専用）	5,721,489,291円
バランスVA37.5（適格機関投資家専用）	1,478,111,913円
バランスVA50L（適格機関投資家専用）	16,441,045,255円
バランスVA75（適格機関投資家専用）	168,637,971円
VAバランスファンド（株40／100）（適格機関投資家専用）	6,430,110,067円
VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	3,951,016,181円
VAポートフォリオ20（適格機関投資家専用）	311,139,757円
バランスVA40（適格機関投資家専用）	1,173,975,235円
VAバランス株式40（適格機関投資家専用）	133,586,289円
バランスファンドVA（適格機関投資家専用）	4,041,635,374円
VAバランスファンド2（株40／100）（適格機関投資家専用）	494,451,795円
VAバランス50－50（適格機関投資家専用）	1,109,001,627円
バランスVA20（適格機関投資家専用）	228,278,414円
VAファンド25（適格機関投資家専用）	3,498,429,654円
バランスファンドVA2（適格機関投資家専用）	4,995,576,819円
バランスVA20L（適格機関投資家専用）	308,195,365円
バランスVA25L（適格機関投資家専用）	2,231,545,447円
バランスファンドVA3（適格機関投資家専用）	36,803,864,208円
世界バランスVA25（適格機関投資家専用）	678,268,951円
国内バランスVA30（適格機関投資家専用）	223,973,565円
国内バランスVA25（適格機関投資家専用）	53,816,254円
VAバランス20－80（適格機関投資家専用）	830,251,491円
私募日本債券インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	8,205,605円
世界バランスVA20（適格機関投資家専用）	1,701,562円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年 7月25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△1,241,678,870
地方債証券	△102,286,912
特殊債券	△100,628,213

社債券	△46,791,000
合計	△1,491,384,995

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本債券マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

債券関連

（平成29年 7月25日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	600,881,296	—	601,040,000	158,704
合計		600,881,296	—	601,040,000	158,704

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第3 6 7回利付国債（2年）	1,800,000,000	1,803,978,000	
	第3 6 8回利付国債（2年）	1,640,000,000	1,643,919,600	
	第3 7 0回利付国債（2年）	1,640,000,000	1,644,592,000	
	第3 7 1回利付国債（2年）	480,000,000	481,430,400	
	第3 7 2回利付国債（2年）	850,000,000	852,686,000	
	第3 7 3回利付国債（2年）	1,580,000,000	1,585,293,000	
	第3 7 4回利付国債（2年）	80,000,000	80,280,800	
	第3 7 5回利付国債（2年）	1,240,000,000	1,244,588,000	
	第3 7 6回利付国債（2年）	790,000,000	793,057,300	
	第3 7 7回利付国債（2年）	940,000,000	943,816,400	
	第1 1 4回利付国債（5年）	790,000,000	793,728,800	
	第1 1 5回利付国債（5年）	1,830,000,000	1,836,533,100	
	第1 1 6回利付国債（5年）	3,210,000,000	3,223,931,400	

第 1 1 7 回利付国債（５年）	2,830,000,000	2,844,461,300	
第 1 1 8 回利付国債（５年）	1,550,000,000	1,558,990,000	
第 1 1 9 回利付国債（５年）	660,000,000	662,567,400	
第 1 2 0 回利付国債（５年）	1,590,000,000	1,600,096,500	
第 1 2 1 回利付国債（５年）	650,000,000	652,730,000	
第 1 2 2 回利付国債（５年）	2,770,000,000	2,782,631,200	
第 1 2 3 回利付国債（５年）	2,320,000,000	2,331,368,000	
第 1 2 4 回利付国債（５年）	2,710,000,000	2,724,552,700	
第 1 2 5 回利付国債（５年）	2,740,000,000	2,755,563,200	
第 1 2 6 回利付国債（５年）	2,870,000,000	2,887,105,200	
第 1 2 7 回利付国債（５年）	3,820,000,000	3,844,409,800	
第 1 2 8 回利付国債（５年）	2,490,000,000	2,506,533,600	
第 1 2 9 回利付国債（５年）	2,870,000,000	2,890,290,900	
第 1 3 0 回利付国債（５年）	1,880,000,000	1,894,100,000	
第 1 3 1 回利付国債（５年）	2,040,000,000	2,056,626,000	
第 1 3 2 回利付国債（５年）	1,020,000,000	1,028,517,000	
第 1 回利付国債（４０年）	230,000,000	324,971,600	
第 2 回利付国債（４０年）	350,000,000	476,749,000	
第 3 回利付国債（４０年）	410,000,000	560,031,300	
第 4 回利付国債（４０年）	595,000,000	814,751,350	
第 5 回利付国債（４０年）	630,000,000	827,227,800	
第 6 回利付国債（４０年）	670,000,000	860,105,800	
第 7 回利付国債（４０年）	570,000,000	696,619,800	
第 8 回利付国債（４０年）	970,000,000	1,092,549,800	
第 9 回利付国債（４０年）	830,000,000	666,116,500	
第 1 0 回利付国債（４０年）	280,000,000	267,867,600	
第 2 9 6 回利付国債（１０年）	2,150,000,000	2,189,861,000	
第 2 9 7 回利付国債（１０年）	880,000,000	898,568,000	
第 2 9 8 回利付国債（１０年）	1,360,000,000	1,386,778,400	
第 2 9 9 回利付国債（１０年）	1,140,000,000	1,166,505,000	
第 3 0 0 回利付国債（１０年）	550,000,000	564,602,500	
第 3 0 1 回利付国債（１０年）	1,500,000,000	1,545,795,000	
第 3 0 2 回利付国債（１０年）	870,000,000	894,908,100	
第 3 0 3 回利付国債（１０年）	1,640,000,000	1,693,004,800	
第 3 0 4 回利付国債（１０年）	1,260,000,000	1,298,014,200	
第 3 0 5 回利付国債（１０年）	2,200,000,000	2,273,546,000	
第 3 0 6 回利付国債（１０年）	1,370,000,000	1,423,964,300	
第 3 0 7 回利付国債（１０年）	880,000,000	912,322,400	
第 3 0 8 回利付国債（１０年）	970,000,000	1,009,032,800	
第 3 0 9 回利付国債（１０年）	960,000,000	993,052,800	
第 3 1 0 回利付国債（１０年）	1,400,000,000	1,447,754,000	
第 3 1 1 回利付国債（１０年）	670,000,000	688,619,300	

第3 1 2 回利付国債（10年）	2,037,000,000	2,125,528,020	代用有価証券 100,000,000円
第3 1 3 回利付国債（10年）	1,070,000,000	1,123,585,600	
第3 1 4 回利付国債（10年）	460,000,000	479,674,200	
第3 1 5 回利付国債（10年）	1,130,000,000	1,186,093,200	
第3 1 6 回利付国債（10年）	570,000,000	596,066,100	
第3 1 7 回利付国債（10年）	280,000,000	293,636,000	
第3 1 8 回利付国債（10年）	1,050,000,000	1,096,767,000	
第3 1 9 回利付国債（10年）	560,000,000	588,784,000	
第3 2 0 回利付国債（10年）	1,270,000,000	1,329,677,300	
第3 2 1 回利付国債（10年）	1,340,000,000	1,406,504,200	
第3 2 2 回利付国債（10年）	650,000,000	679,230,500	
第3 2 3 回利付国債（10年）	690,000,000	722,540,400	
第3 2 4 回利付国債（10年）	1,000,000,000	1,042,250,000	
第3 2 5 回利付国債（10年）	2,285,000,000	2,386,522,550	
第3 2 6 回利付国債（10年）	560,000,000	582,898,400	
第3 2 7 回利付国債（10年）	1,180,000,000	1,234,634,000	
第3 2 8 回利付国債（10年）	1,680,000,000	1,742,328,000	
第3 2 9 回利付国債（10年）	2,245,000,000	2,357,878,600	
第3 3 0 回利付国債（10年）	1,880,000,000	1,977,365,200	
第3 3 1 回利付国債（10年）	970,000,000	1,008,276,200	
第3 3 2 回利付国債（10年）	2,530,000,000	2,633,046,900	
第3 3 3 回利付国債（10年）	2,180,000,000	2,271,451,000	
第3 3 4 回利付国債（10年）	2,660,000,000	2,774,885,400	
第3 3 5 回利付国債（10年）	2,725,000,000	2,826,451,750	
第3 3 6 回利付国債（10年）	770,000,000	799,375,500	
第3 3 7 回利付国債（10年）	1,720,000,000	1,760,127,600	
第3 3 8 回利付国債（10年）	2,970,000,000	3,062,010,600	
第3 3 9 回利付国債（10年）	3,095,000,000	3,191,502,100	
第3 4 0 回利付国債（10年）	2,660,000,000	2,744,481,600	
第3 4 1 回利付国債（10年）	1,910,000,000	1,954,846,800	
第3 4 2 回利付国債（10年）	2,110,000,000	2,123,651,700	
第3 4 3 回利付国債（10年）	2,790,000,000	2,806,070,400	
第3 4 4 回利付国債（10年）	2,240,000,000	2,251,222,400	
第3 4 5 回利付国債（10年）	2,680,000,000	2,692,515,600	
第3 4 6 回利付国債（10年）	3,025,000,000	3,038,037,750	
第3 4 7 回利付国債（10年）	670,000,000	672,304,800	
第1 回利付国債（30年）	50,000,000	65,811,000	
第2 回利付国債（30年）	100,000,000	127,522,000	
第3 回利付国債（30年）	140,000,000	177,172,800	
第4 回利付国債（30年）	190,000,000	256,880,000	
第5 回利付国債（30年）	180,000,000	227,626,200	
第6 回利付国債（30年）	270,000,000	350,241,300	

第7回利付国債（30年）	190,000,000	244,938,500	
第9回利付国債（30年）	180,000,000	208,837,800	
第10回利付国債（30年）	170,000,000	189,475,200	
第11回利付国債（30年）	280,000,000	337,946,000	
第12回利付国債（30年）	370,000,000	470,055,400	
第13回利付国債（30年）	350,000,000	439,568,500	
第14回利付国債（30年）	350,000,000	462,497,000	
第15回利付国債（30年）	500,000,000	669,910,000	
第16回利付国債（30年）	250,000,000	335,335,000	
第17回利付国債（30年）	420,000,000	557,100,600	
第18回利付国債（30年）	540,000,000	708,528,600	
第19回利付国債（30年）	300,000,000	394,218,000	
第20回利付国債（30年）	290,000,000	391,398,500	
第21回利付国債（30年）	360,000,000	473,976,000	
第22回利付国債（30年）	380,000,000	514,451,600	
第23回利付国債（30年）	370,000,000	501,235,300	
第24回利付国債（30年）	335,000,000	454,477,750	
第25回利付国債（30年）	335,000,000	442,417,750	
第26回利付国債（30年）	610,000,000	817,332,900	
第27回利付国債（30年）	470,000,000	639,153,000	
第28回利付国債（30年）	900,000,000	1,227,672,000	
第29回利付国債（30年）	435,000,000	586,358,250	
第30回利付国債（30年）	830,000,000	1,105,618,100	
第31回利付国債（30年）	800,000,000	1,052,320,000	
第32回利付国債（30年）	775,000,000	1,038,709,250	
第33回利付国債（30年）	1,050,000,000	1,344,703,500	
第34回利付国債（30年）	940,000,000	1,246,289,600	
第35回利付国債（30年）	1,050,000,000	1,348,693,500	
第36回利付国債（30年）	1,100,000,000	1,415,458,000	
第37回利付国債（30年）	1,220,000,000	1,544,642,000	
第38回利付国債（30年）	885,000,000	1,101,453,300	
第39回利付国債（30年）	620,000,000	786,563,000	
第40回利付国債（30年）	640,000,000	797,376,000	
第41回利付国債（30年）	655,000,000	800,947,100	
第42回利付国債（30年）	705,000,000	862,356,000	
第43回利付国債（30年）	705,000,000	862,630,950	
第44回利付国債（30年）	760,000,000	930,202,000	
第45回利付国債（30年）	600,000,000	704,682,000	
第46回利付国債（30年）	910,000,000	1,068,722,200	
第47回利付国債（30年）	920,000,000	1,102,960,400	
第48回利付国債（30年）	850,000,000	976,148,500	
第49回利付国債（30年）	840,000,000	964,446,000	

第50回利付国債（30年）	865,000,000	859,983,000	
第51回利付国債（30年）	895,000,000	773,611,150	
第52回利付国債（30年）	1,010,000,000	923,099,600	
第53回利付国債（30年）	520,000,000	488,269,600	
第54回利付国債（30年）	880,000,000	870,610,400	
第55回利付国債（30年）	205,000,000	202,556,400	
第40回利付国債（20年）	450,000,000	462,492,000	
第41回利付国債（20年）	520,000,000	533,806,000	
第42回利付国債（20年）	380,000,000	396,986,000	
第43回利付国債（20年）	340,000,000	361,906,200	
第44回利付国債（20年）	370,000,000	395,315,400	
第45回利付国債（20年）	270,000,000	287,757,900	
第46回利付国債（20年）	290,000,000	309,244,400	
第47回利付国債（20年）	470,000,000	503,797,700	
第48回利付国債（20年）	230,000,000	250,159,500	
第49回利付国債（20年）	280,000,000	302,246,000	
第50回利付国債（20年）	590,000,000	632,550,800	
第51回利付国債（20年）	240,000,000	259,382,400	
第52回利付国債（20年）	430,000,000	468,768,800	
第53回利付国債（20年）	350,000,000	383,435,500	
第54回利付国債（20年）	280,000,000	307,983,200	
第55回利付国債（20年）	490,000,000	537,309,500	
第56回利付国債（20年）	410,000,000	451,492,000	
第57回利付国債（20年）	360,000,000	394,761,600	
第58回利付国債（20年）	250,000,000	275,315,000	
第59回利付国債（20年）	440,000,000	481,822,000	
第60回利付国債（20年）	570,000,000	614,916,000	
第61回利付国債（20年）	390,000,000	413,302,500	
第62回利付国債（20年）	250,000,000	262,570,000	
第63回利付国債（20年）	570,000,000	632,380,800	
第64回利付国債（20年）	410,000,000	459,040,100	
第65回利付国債（20年）	370,000,000	415,920,700	
第66回利付国債（20年）	330,000,000	368,841,000	
第67回利付国債（20年）	310,000,000	349,844,300	
第68回利付国債（20年）	230,000,000	264,157,300	
第69回利付国債（20年）	530,000,000	605,180,500	
第70回利付国債（20年）	490,000,000	572,114,200	
第71回利付国債（20年）	400,000,000	461,500,000	
第72回利付国債（20年）	710,000,000	817,486,900	
第73回利付国債（20年）	540,000,000	620,605,800	
第74回利付国債（20年）	310,000,000	358,570,800	
第75回利付国債（20年）	360,000,000	417,967,200	
第76回利付国債（20年）	340,000,000	389,544,800	

第 7 7 回利付国債（20年）	290,000,000	334,477,300	
第 7 8 回利付国債（20年）	20,000,000	22,992,200	
第 7 9 回利付国債（20年）	100,000,000	115,751,000	
第 8 0 回利付国債（20年）	250,000,000	291,352,500	
第 8 1 回利付国債（20年）	180,000,000	209,170,800	
第 8 2 回利付国債（20年）	485,000,000	567,551,850	
第 8 3 回利付国債（20年）	270,000,000	317,093,400	
第 8 4 回利付国債（20年）	190,000,000	221,547,600	
第 8 5 回利付国債（20年）	360,000,000	424,447,200	
第 8 6 回利付国債（20年）	240,000,000	287,107,200	
第 8 7 回利付国債（20年）	170,000,000	201,900,500	
第 8 8 回利付国債（20年）	340,000,000	408,496,400	
第 8 9 回利付国債（20年）	320,000,000	381,625,600	
第 9 0 回利付国債（20年）	620,000,000	742,096,600	
第 9 1 回利付国債（20年）	510,000,000	615,085,500	
第 9 2 回利付国債（20年）	790,000,000	941,956,500	
第 9 3 回利付国債（20年）	260,000,000	308,672,000	
第 9 4 回利付国債（20年）	545,000,000	652,256,000	
第 9 5 回利付国債（20年）	400,000,000	488,168,000	
第 9 6 回利付国債（20年）	300,000,000	360,219,000	
第 9 7 回利付国債（20年）	510,000,000	619,486,800	
第 9 8 回利付国債（20年）	370,000,000	445,702,000	
第 9 9 回利付国債（20年）	660,000,000	797,504,400	
第 1 0 0 回利付国債（20年）	860,000,000	1,051,358,600	
第 1 0 1 回利付国債（20年）	360,000,000	447,696,000	
第 1 0 2 回利付国債（20年）	370,000,000	461,745,200	
第 1 0 3 回利付国債（20年）	335,000,000	414,455,300	
第 1 0 4 回利付国債（20年）	260,000,000	316,061,200	
第 1 0 5 回利付国債（20年）	500,000,000	609,600,000	
第 1 0 6 回利付国債（20年）	270,000,000	332,159,400	
第 1 0 7 回利付国債（20年）	210,000,000	256,760,700	
第 1 0 8 回利付国債（20年）	920,000,000	1,104,165,600	
第 1 0 9 回利付国債（20年）	290,000,000	348,887,400	
第 1 1 0 回利付国債（20年）	465,000,000	570,094,650	
第 1 1 1 回利付国債（20年）	500,000,000	620,545,000	
第 1 1 2 回利付国債（20年）	810,000,000	995,805,900	
第 1 1 3 回利付国債（20年）	755,000,000	930,680,950	
第 1 1 4 回利付国債（20年）	600,000,000	741,528,000	
第 1 1 5 回利付国債（20年）	300,000,000	374,409,000	
第 1 1 6 回利付国債（20年）	400,000,000	500,216,000	
第 1 1 7 回利付国債（20年）	620,000,000	767,665,400	
第 1 1 8 回利付国債（20年）	500,000,000	614,325,000	

第119回利付国債（20年）	500,000,000	601,725,000	
第120回利付国債（20年）	420,000,000	494,558,400	
第121回利付国債（20年）	750,000,000	913,957,500	
第122回利付国債（20年）	450,000,000	542,605,500	
第123回利付国債（20年）	720,000,000	897,940,800	
第124回利付国債（20年）	400,000,000	493,636,000	
第125回利付国債（20年）	300,000,000	378,696,000	
第126回利付国債（20年）	660,000,000	815,641,200	
第127回利付国債（20年）	450,000,000	550,161,000	
第128回利付国債（20年）	730,000,000	893,585,700	
第129回利付国債（20年）	350,000,000	423,720,500	
第130回利付国債（20年）	820,000,000	993,708,800	
第131回利付国債（20年）	360,000,000	431,341,200	
第132回利付国債（20年）	600,000,000	719,922,000	
第133回利付国債（20年）	610,000,000	740,387,500	
第134回利付国債（20年）	260,000,000	316,045,600	
第135回利付国債（20年）	465,000,000	558,683,550	
第136回利付国債（20年）	450,000,000	534,321,000	
第137回利付国債（20年）	370,000,000	445,139,600	
第138回利付国債（20年）	540,000,000	633,765,600	
第139回利付国債（20年）	350,000,000	415,775,500	
第140回利付国債（20年）	1,225,000,000	1,475,671,750	
第141回利付国債（20年）	920,000,000	1,108,774,800	
第142回利付国債（20年）	230,000,000	280,577,000	
第143回利付国債（20年）	920,000,000	1,095,462,400	
第144回利付国債（20年）	440,000,000	517,360,800	
第145回利付国債（20年）	1,160,000,000	1,399,006,400	
第146回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,472,893,800	
第147回利付国債（20年）	910,000,000	1,083,901,000	
第148回利付国債（20年）	1,600,000,000	1,882,032,000	
第149回利付国債（20年）	1,250,000,000	1,469,962,500	
第150回利付国債（20年）	1,460,000,000	1,692,957,600	
第151回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,395,694,400	
第152回利付国債（20年）	1,180,000,000	1,327,936,600	
第153回利付国債（20年）	1,440,000,000	1,644,105,600	
第154回利付国債（20年）	1,360,000,000	1,528,585,600	
第155回利付国債（20年）	1,410,000,000	1,533,953,100	
第156回利付国債（20年）	1,410,000,000	1,381,236,000	
第157回利付国債（20年）	1,560,000,000	1,467,772,800	
第158回利付国債（20年）	910,000,000	902,892,900	
第159回利付国債（20年）	1,410,000,000	1,421,110,800	
第160回利付国債（20年）	1,580,000,000	1,617,714,600	
第161回利付国債（20年）	380,000,000	381,352,800	

	国債証券合計	235,027,000,000	256,038,674,270	
地方債証券	第3回東京都公募公債（20年）	100,000,000	114,305,000	
	第7回東京都公募公債（30年）	200,000,000	265,010,000	
	第11回東京都公募公債（20年）	200,000,000	238,020,000	
	第17回東京都公募公債（20年）	100,000,000	120,005,000	
	第18回東京都公募公債（20年）	200,000,000	243,496,000	
	第20回東京都公募公債（20年）	100,000,000	120,852,000	
	第21回東京都公募公債（20年）	100,000,000	122,312,000	
	第696回東京都公募公債	100,000,000	104,415,000	
	第703回東京都公募公債	100,000,000	104,086,000	
	第714回東京都公募公債	200,000,000	207,210,000	
	第722回東京都公募公債	200,000,000	208,460,000	
	第740回東京都公募公債	100,000,000	102,555,000	
	第751回東京都公募公債	100,000,000	101,825,000	
	平成22年度第1回北海道公募公債	100,000,000	103,890,000	
	平成22年度第8回北海道公募公債	100,000,000	102,898,000	
	平成23年度第4回北海道公募公債	100,000,000	104,449,000	
	平成27年度第15回北海道公募公債	300,000,000	301,140,000	
	第16回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	121,960,000	
	第21回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	118,022,000	
	第168回神奈川県公募公債	100,000,000	103,159,000	
	第173回神奈川県公募公債	100,000,000	103,606,000	
	第174回神奈川県公募公債	100,000,000	103,230,000	
	第175回神奈川県公募公債	100,000,000	102,998,000	
	第184回神奈川県公募公債	100,000,000	103,714,000	
	第190回神奈川県公募公債	100,000,000	103,908,000	
	第196回神奈川県公募公債	100,000,000	103,335,000	
	第334回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	103,549,000	
	第335回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	103,683,000	
	第339回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	103,815,000	
	第356回大阪府公募公債（10年）	130,000,000	135,617,300	
	第363回大阪府公募公債（10年）	114,000,000	117,927,300	
	第371回大阪府公募公債（10年）	200,000,000	205,550,000	
	第376回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	104,354,000	
	第403回大阪府公募公債（10年）	300,000,000	307,269,000	
	平成21年度第5回京都府公募公債	100,000,000	103,150,000	
	平成27年度第4回京都府公募公債	100,000,000	103,187,000	
	平成27年度第13回京都府公募公債	105,860,000	105,317,996	
	第4回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	110,369,000	
	平成21年度第35回兵庫県公募公債	100,000,000	103,501,000	
	平成22年度第19回兵庫県公募公債	100,000,000	104,128,000	
	平成25年度第14回兵庫県公募公債	100,000,000	103,965,000	

平成26年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	103,414,000	
平成22年度第3回静岡県公募公債	100,000,000	103,744,000	
平成23年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	104,924,000	
平成23年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	104,280,000	
平成24年度第10回静岡県公募公債	100,000,000	103,338,000	
平成25年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	102,830,000	
平成27年度第6回静岡県公募公債	100,000,000	102,727,000	
平成22年度第1回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	103,773,000	
平成22年度第5回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	103,521,000	
平成22年度第14回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	121,822,000	
平成23年度第4回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	104,374,000	
平成23年度第8回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	104,166,000	
平成24年度第2回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	104,298,000	
平成25年度第16回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	103,529,000	
平成27年度第17回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	203,608,000	
平成20年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	122,357,000	
平成23年度第1回広島県公募公債	272,000,000	283,715,040	
平成24年度第2回広島県公募公債	100,000,000	103,794,000	
平成27年度第2回広島県公募公債	162,000,000	167,851,440	
平成21年度第2回埼玉県公募公債	100,000,000	102,820,000	
平成22年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	103,334,000	
平成23年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	104,136,000	
平成24年度第2回埼玉県公募公債	100,000,000	104,005,000	
平成24年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	103,771,000	
平成27年度第8回埼玉県公募公債	200,000,000	204,112,000	
平成19年度第1回福岡県公募公債（30年）	100,000,000	134,156,000	
平成20年度第1回福岡県公募公債（30年）	200,000,000	256,124,000	
平成21年度第5回福岡県公募公債	100,000,000	102,990,000	
平成22年度第2回福岡県公募公債（15年）	100,000,000	113,517,000	
第6回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	122,222,000	
第8回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	122,384,000	
平成22年度第4回千葉県公募公債	100,000,000	103,337,000	
平成22年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	103,113,000	
平成22年度第9回千葉県公募公債	100,000,000	103,940,000	
平成26年度第9回千葉県公募公債	100,000,000	102,503,000	

平成28年度第1回千葉県公募公債	100,000,000	99,216,000	
平成21年度第2回新潟県公募公債	133,900,000	138,614,619	
平成27年度第3回新潟県公募公債	200,000,000	199,144,000	
平成24年度第1回岐阜県公募公債（10年）	139,630,000	144,956,884	
第79回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,912,000	
第82回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,435,000	
第83回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,606,000	
第84回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,553,000	
第85回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,813,000	
第87回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,598,000	
第88回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,337,000	
第93回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,042,000	
第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,350,000	
第96回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,480,000	
第98回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,263,000	
第99回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,318,000	
第100回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,562,000	
第101回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,013,000	
第102回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,010,000	
第103回共同発行市場公募地方債	177,400,000	184,433,910	
第105回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,403,000	
第110回共同発行市場公募地方債	300,000,000	311,775,000	
第111回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,934,000	
第116回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,824,000	
第117回共同発行市場公募地方債	500,000,000	517,225,000	
第118回共同発行市場公募地方債	200,000,000	208,326,000	
第120回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,353,000	
第125回共同発行市場公募地方債	200,000,000	208,772,000	
第133回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,879,000	
第140回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,762,000	
第145回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,039,000	
第153回共同発行市場公募地方債	300,000,000	307,698,000	
平成24年度第2回熊本県公募公債（10年）	100,000,000	103,766,000	
平成23年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	104,216,000	
平成21年度第3回大阪市公募公債	200,000,000	205,730,000	
平成21年度第7回大阪市公募公債	100,000,000	103,571,000	
第1回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	112,029,000	
第482回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	103,116,000	
第488回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	103,391,000	
第495回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	99,488,000	
第2回京都市公募公債（20年）	100,000,000	115,914,000	

	平成21年度第5回京都市公募公債	100,000,000	103,632,000	
	平成27年度第5回京都市公募公債	200,000,000	200,676,000	
	第5回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	115,869,000	
	平成22年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	102,870,000	
	平成23年度第1回横浜市公募公債	100,000,000	104,294,000	
	平成25年度第6回横浜市公募公債	100,000,000	103,903,000	
	第25回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	117,679,000	
	第26回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	118,687,000	
	平成23年度第4回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	103,714,000	
	平成24年度第7回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	103,440,000	
	第88回川崎市公募公債	100,000,000	102,520,000	
	平成23年度第5回広島市公募公債	151,900,000	158,431,700	
	平成27年度第2回広島市公募公債	100,000,000	102,525,000	
	平成23年度第1回千葉市公募公債	100,000,000	104,868,000	
	平成27年度第1回三重県公募公債	100,000,000	102,525,000	
	平成24年度第1回福井県公募公債	100,000,000	103,766,000	
	平成24年度第1回山梨県公募公債（10年）	100,000,000	103,770,000	
	平成27年度第1回山梨県公募公債（10年）	100,000,000	102,774,000	
	平成23年度第2回岡山県公募公債（10年）	100,000,000	104,384,000	
地方債証券合計		16,786,690,000	17,800,968,189	
特殊債券	第2回政府保証新関西国際空港債券	200,000,000	210,074,000	
	第15回政府保証日本政策投資銀行債券	210,000,000	228,427,500	
	第17回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	100,357,000	
	第69回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	300,000,000	296,163,000	
	第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	147,091,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	178,998,000	
	第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	596,870,000	
	第20回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,694,000	
	第21回道路債券	100,000,000	133,542,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	280,142,000	
	第27回道路債券	100,000,000	115,064,000	
	第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,743,000	
	第33回道路債券	100,000,000	137,020,000	
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,578,000	
	第38回道路債券	100,000,000	114,979,000	

第 3 9 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,411,000	
第 4 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,179,000	
第 4 9 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	123,563,000	
第 5 6 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,415,000	
第 6 1 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,568,000	
第 7 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,105,000	
第 7 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,505,000	
第 8 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,811,000	
第 8 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,135,000	
第 8 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,881,000	
第 9 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	243,008,000	
第 9 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,767,000	
第 9 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,334,000	
第 9 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,946,000	
第 9 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,628,000	
第 9 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	245,854,000	
第 1 0 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,688,000	
第 1 0 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	130,472,000	
第 1 0 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,497,000	
第 1 0 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,912,000	
第 1 0 4 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,369,000	
第 1 0 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,725,000	
第 1 0 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	128,600,000	
第 1 1 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,841,000	
第 1 1 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,853,000	
第 1 2 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	170,000,000	175,093,200	
	100,000,000	126,831,000	

第123回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券			
第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,893,000	
第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,415,000	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,219,000	
第149回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	125,000,000	130,382,500	
第157回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,090,000	
第161回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,575,000	
第163回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,268,000	
第168回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,111,000	
第175回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	208,112,000	
第178回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,798,000	
第182回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	208,916,000	
第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	118,575,000	
第186回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	209,000,000	216,572,070	
第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	205,874,000	
第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,357,000	
第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,259,000	
第200回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,692,000	
第2回政府保証公営企業債券（15年）	100,000,000	107,758,000	
第2回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	102,125,000	
第2回地方公営企業等金融機構債券（20年）	100,000,000	122,320,000	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,131,000	
第4回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	101,974,000	
第4回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	121,079,000	
第5回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,723,000	
第5回公営企業債券（20年）	100,000,000	112,126,000	
第5回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	244,832,000	
第6回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,291,000	
第7回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	122,386,000	
第9回公営企業債券（20年）	100,000,000	115,499,000	
第10回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,475,000	

第 1 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,861,000	
第 1 1 回公営企業債券（20年）	100,000,000	114,761,000	
第 1 2 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	121,634,000	
第 1 3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,776,000	
第 1 4 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,291,000	
第 1 5 回公営企業債券（20年）	100,000,000	115,949,000	
第 1 5 回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	363,294,000	
第 1 6 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,140,000	
第 1 7 回公営企業債券（20年）	200,000,000	237,600,000	
第 1 7 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	119,077,000	
第 2 0 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,188,000	
第 2 2 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,719,000	
第 2 3 回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	351,252,000	
第 2 4 回公営企業債券（20年）	100,000,000	120,977,000	
第 2 6 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,372,000	
第 2 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,052,000	
第 3 4 回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	208,248,000	
第 3 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	217,000,000	226,287,600	
第 4 3 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,567,000	
第 4 6 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,623,000	
第 4 9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,012,000	
第 5 0 回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	106,270,180	
第 5 6 回政府保証地方公共団体金融機構債券	193,000,000	201,764,130	
第 7 9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	421,000,000	430,586,170	
第 8 2 回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	198,374,000	
第 1 6 回国際協力銀行債券	100,000,000	104,428,000	
第 1 9 回国際協力銀行債券	100,000,000	104,396,000	
第 3 4 回都市再生債券	100,000,000	102,973,000	
第 4 3 回都市再生債券	100,000,000	104,001,000	
第 3 8 回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	104,553,000	
第 1 8 回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	103,632,000	
第 1 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	16,076,000	16,637,856	
第 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,900,000	103,356,946	
第 1 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	37,854,000	40,228,202	
第 2 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	19,353,000	20,706,742	
第 3 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	48,978,000	51,185,928	
第 5 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	16,624,000	17,340,826	
第 6 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	17,456,000	18,569,343	
第 6 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	121,759,000	

第7回貸付債権担保住宅金融公庫債券	11,491,000	11,675,545	
第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	69,788,000	74,176,269	
第8回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	18,344,000	19,476,008	
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,856,000	46,382,982	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	18,359,000	19,513,413	
第10回貸付債権担保住宅金融公庫債券	26,814,000	27,363,955	
第10回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	18,762,000	19,965,769	
第11回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,583,000	14,776,078	
第12回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,668,000	15,114,787	
第12回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	23,084,000	24,601,773	
第17回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	81,636,000	84,812,456	
第18回貸付債権担保住宅金融公庫債券	15,268,000	15,848,031	
第18回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	27,281,000	28,225,468	
第20回貸付債権担保住宅金融公庫債券	33,618,000	35,281,418	
第23回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	124,895,000	
第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,882,000	32,423,464	
第25回貸付債権担保住宅金融公庫債券	16,652,000	17,267,291	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,015,000	34,767,329	
第25回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,334,000	
第26回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,430,000	64,041,173	
第28回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,121,000	19,968,060	
第29回貸付債権担保住宅金融公庫債券	55,209,000	57,512,871	
第29回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,693,000	
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,324,000	20,094,447	
第32回貸付債権担保住宅金融公庫債券	62,460,000	65,048,967	
第34回貸付債権担保住宅金融公庫債券	22,094,000	23,161,803	
第34回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,918,000	43,665,234	
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,067,000	44,781,162	
第36回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,243,000	20,141,455	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,068,000	45,722,280	
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,377,000	21,376,491	
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	58,491,000	61,217,850	
第39回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,060,000	96,757,821	
第40回貸付債権担保住宅金融公庫債券	44,088,000	46,637,609	
第41回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,111,000	22,355,704	
第41回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,583,000	
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,051,000	20,269,311	
第42回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,448,000	59,315,558	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,934,000	58,169,612	
第43回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	123,283,000	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	163,143,000	174,146,995	

第４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	187,904,000	200,117,760	
第４７回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,189,000	20,430,528	
第４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,076,000	46,888,048	
第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,299,000	46,952,510	
第５１回貸付債権担保住宅金融公庫債券	55,620,000	59,022,275	
第５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,410,000	51,341,709	
第５３回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,031,000	21,243,276	
第５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,086,000	55,990,335	
第５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,087,000	59,175,150	
第５５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,014,000	63,189,340	
第５７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,626,000	60,739,532	
第６７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,622,000	69,144,975	
第６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,336,000	71,674,213	
第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,262,000	64,171,945	
第７１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,203,000	62,498,540	
第７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,591,000	65,025,789	
第７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,485,000	70,992,870	
第８５回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	118,761,000	
第８７回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,951,000	
第８８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	119,086,000	
第１０２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,589,000	
第１０４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,979,000	94,651,909	
第１０９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	190,738,000	189,809,105	
第１１１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,486,000	94,916,172	
第１１３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,072,000	96,742,925	
第１１４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,325,000	96,724,504	
第１１５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,708,000	97,571,208	
第１１６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,078,000	98,513,466	
第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,389,000	98,631,036	
第１１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,751,000	99,159,829	
第１２１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,823,000	99,817,010	
い第７７０号商工債	100,000,000	100,299,000	
い第７７１号商工債	100,000,000	100,280,000	
い第７７３号商工債	200,000,000	200,604,000	
い第７８６号商工債	100,000,000	100,467,000	
い第７６５号農林債	100,000,000	100,430,000	

	い第766号農林債	300,000,000	301,350,000	
	い第769号農林債	100,000,000	100,499,000	
	い第779号農林債	100,000,000	100,577,000	
	第288回信金中金債（5年）	100,000,000	100,361,000	
	第295回信金中金債（5年）	100,000,000	100,403,000	
	第299回信金中金債（5年）	200,000,000	200,672,000	
	第322回信金中金債（5年）	100,000,000	99,729,000	
	第327回信金中金債（5年）	200,000,000	199,678,000	
	第331回信金中金債（5年）	100,000,000	99,928,000	
	第187号商工債（3年）	200,000,000	200,262,000	
	第201号商工債（3年）	100,000,000	99,874,000	
	第45回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	104,124,000	
	第18回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	208,152,000	
	第20回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	102,855,000	
	第21回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	103,526,000	
	第29回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,544,000	
	第32回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,413,000	
特殊債券合計		21,058,169,000	22,784,398,591	
社債券	第20回フランス相互信用連合銀行（BFCM）円貨社債	100,000,000	99,646,000	
	第2回ディー・エヌ・ビー・バンク エイ・エス・エイ円貨社債	100,000,000	100,464,000	
	第7回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	100,904,000	
	第11回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	101,024,000	
	第15回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	100,424,000	
	第9回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,895,000	
	第12回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	200,000,000	200,222,000	
	第4回スヴェンスカ・ハンデルスバンケンA円貨社債	100,000,000	100,108,000	
	第9回クレディ・スイス・エイ・ジー円貨社債	100,000,000	100,175,000	
	第1回H S B C・ホールディングス・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	100,694,000	
	第6回ビー・エヌ・ビー・パリバ円貨社債	100,000,000	100,505,000	
	第9回ナショナル・オーストラリア銀行円貨社債	200,000,000	200,844,000	
	第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債	100,000,000	100,287,000	
	第3回ロイヤルバンク・オブ・カナダ円貨社債	100,000,000	99,986,000	
	第20回株式会社大林組無担保社債	100,000,000	103,254,000	
	第9回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,885,000	

第2回株式会社伊藤園無担保社債	100,000,000	100,000,000	
第21回株式会社ニチレイ無担保社債	100,000,000	101,372,000	
第9回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,864,000	
第43回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	103,767,000	
第45回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,000,000	
第1回株式会社ツムラ無担保社債	100,000,000	99,697,000	
第1回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	99,792,000	
第2回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,906,000	
第5回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,564,000	
第14回旭硝子株式会社無担保社債	100,000,000	104,447,000	
第67回新日本製鐵株式会社無担保社債	100,000,000	104,014,000	
第23回日新製鋼株式会社無担保社債	100,000,000	100,646,000	
第21回JFEホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,843,000	
第28回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	100,606,000	
第9回株式会社LIXILグループ無担保社債	100,000,000	99,427,000	
第22回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	103,221,000	
第16回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	103,409,000	
第2回日本電産株式会社無担保社債	100,000,000	101,010,000	
第13回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	101,622,000	
第15回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,955,000	
第16回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,940,000	
第4回株式会社堀場製作所無担保社債	100,000,000	101,080,000	
第12回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	99,361,000	
第24回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	103,164,000	
第32回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,490,000	
第1回明治安田生命2013基金特定目的会社特定社債	100,000,000	100,649,000	
第5回J.A.三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,840,000	
第57回日産自動車株式会社無担保社債	100,000,000	100,238,000	
第10回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	103,167,000	
第60回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	102,522,000	
第62回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	103,698,000	
第1回ユニ・ファミリーマートホールディングス無担保社債	100,000,000	99,930,000	
第69回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	119,250,000	
第39回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	106,492,000	
第9回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	114,714,000	
第25回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,607,000	
	100,000,000	104,678,000	

第28回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）			
第32回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	105,095,000	
第35回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	105,448,000	
第57回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	111,115,000	
第107回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	103,013,000	
第1回三井住友FG無担保社債（実質破綻時免除特約・劣後特約）	100,000,000	102,088,000	
第11回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	106,671,000	
第5回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	100,351,000	
第22回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,867,000	
第23回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	104,738,000	
第24回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	105,007,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	114,507,000	
第3回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	105,535,000	
第1回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,800,000	
第41回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,093,000	
第39回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,690,000	
第74回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,700,000	
第25回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,930,000	
第9回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	101,447,000	
第50回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	103,462,000	
第39回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,612,000	
第48回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,663,000	
第14回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	102,780,000	
第23回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	104,721,000	
第40回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	102,454,000	
第47回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	117,440,000	
第83回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	119,091,000	
第104回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	103,684,000	
第97回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	102,706,000	
	100,000,000	102,294,000	

第10回エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 無担保社債			
第13回日本ビルファンド投資法人無担保投資法人債	100,000,000	104,171,000	
第9回ジャパンリアルエステイト投資法人無担保投資法人債	100,000,000	100,272,000	
第75回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	103,720,000	
第31回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	104,092,000	
第21回東日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	109,764,000	
第43回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	106,018,000	
第49回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	119,085,000	
第67回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	123,017,000	
第85回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,802,000	
第7回西日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	103,325,000	
第11回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	113,418,000	
第46回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	89,802,000	
第51回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	122,494,000	
第8回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	120,708,000	
第10回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	122,624,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	117,009,000	
第46回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	103,248,000	
第4回株式会社日立物流無担保社債	100,000,000	99,174,000	
第5回関西高速鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	103,115,000	
第18回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	103,138,000	
第457回東京電力株式会社社債	100,000,000	102,387,000	
第542回東京電力株式会社社債	100,000,000	101,043,000	
第544回東京電力株式会社社債	100,000,000	101,640,000	
第482回中部電力株式会社社債	100,000,000	103,912,000	
第500回中部電力株式会社社債	100,000,000	103,918,000	
第518回中部電力株式会社社債	100,000,000	99,645,000	
第495回関西電力株式会社社債	100,000,000	102,057,000	
第505回関西電力株式会社社債	100,000,000	99,403,000	
第509回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,046,000	
第510回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,190,000	
第370回中国電力株式会社社債	100,000,000	103,808,000	
第377回中国電力株式会社社債	100,000,000	105,189,000	
第393回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,828,000	
第307回北陸電力株式会社社債	100,000,000	105,867,000	
第479回東北電力株式会社社債	200,000,000	201,380,000	
第253回四国電力株式会社社債	100,000,000	104,400,000	

第371回九州電力株式会社社債	100,000,000	106,211,000	
第431回九州電力株式会社社債	100,000,000	103,258,000	
第436回九州電力株式会社社債	100,000,000	100,668,000	
第316回北海道電力株式会社社債	100,000,000	102,871,000	
第13回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	112,960,000	
第33回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	104,406,000	
第38回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	104,327,000	
第11回北海道瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	104,100,000	
第6回SCSK株式会社無担保社債	100,000,000	100,000,000	
社債券合計	13,000,000,000	13,467,811,000	
合計		310,091,852,050	

(注)備考欄の代用有価証券の数値は額面を表示しております。代用有価証券の担保差入額面には、約定未受渡券面額を含んでおります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【インデックスコレクション（国内債券）】

【純資産額計算書】

（平成29年 8月31日現在）

I 資産総額	19,901,907,348円
II 負債総額	35,577,571円
III 純資産総額（I－II）	19,866,329,777円
IV 発行済口数	17,512,911,841口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1344円
（1万口当たり純資産額）	（11,344円）

（参考）

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

（平成29年 8月31日現在）

I 資産総額	318,881,246,693円
II 負債総額	7,779,754,750円
III 純資産総額（I－II）	311,101,491,943円
IV 発行済口数	229,807,982,820口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3537円
（1万口当たり純資産額）	（13,537円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

②受益権の譲渡

- イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成29年 8月31日現在）

資本金の額 ：3億円

発行可能株式総数 ：12,000株

発行済株式総数 ：3,000株

最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取り締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成29年10月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成29年8月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	484	9,108,727
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	56	218,550
単位型公社債投資信託	0	0
合計	540	9,327,277

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)				
前事業年度 (平成28年3月31日現在)			当事業年度 (平成29年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		16,534,066		20,260,630
前払費用		102,445		143,622
未収委託者報酬		5,528,610		5,252,944
繰延税金資産		121,367		61,677
その他		5,566		5,474
流動資産合計		22,292,056		25,724,348
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	55,487	※1	47,993
器具備品	※1	90,924	※1	73,765
その他	※1	3,748	※1	2,830
有形固定資産合計		150,160		124,589
無形固定資産				
ソフトウェア		215,175		221,499
その他		5,886		6,656
無形固定資産合計		221,062		228,156
投資その他の資産				
投資有価証券		63,797		71,153
長期前払費用		8,021		9,828
長期貸付金		22,838		19,838
会員権		25,000		25,000
繰延税金資産		123,235		137,359
その他		235		145
貸倒引当金		△22,838		△19,838
投資その他の資産合計		220,289		243,485
固定資産合計		591,512		596,231
資産合計		22,883,569		26,320,580

		(単位：千円)
前事業年度 (平成28年3月31日現在)		当事業年度 (平成29年3月31日現在)
負債の部		

流動負債		
預り金	14,543	13,630
未払金	3,057,975	2,883,924
未払収益分配金	—	45
未払手数料	2,223,498	2,099,678
その他未払金	834,477	784,201
未払費用	64,411	67,780
未払法人税等	1,445,329	863,230
未払消費税等	246,748	91,120
賞与引当金	98,630	98,072
その他	3,100	3,100
流動負債合計	4,930,740	4,020,860
固定負債		
資産除去債務	12,926	13,148
退職給付引当金	389,941	437,197
その他	3,056	2,065
固定負債合計	405,924	452,411
負債合計	5,336,665	4,473,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	68,500	71,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	14,729,555	19,026,944
利益剰余金合計	16,898,055	21,198,444
株主資本合計	17,548,055	21,848,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,151	△1,134
評価・換算差額等合計	△1,151	△1,134
純資産合計	17,546,904	21,847,309
負債・純資産合計	22,883,569	26,320,580

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日）

（自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日）

営業収益		
委託者報酬	32,163,066	30,245,448
営業収益合計	32,163,066	30,245,448
営業費用		
支払手数料	14,102,687	12,880,325
広告宣伝費	126,914	95,688
公告費	2,765	3,094
調査費	6,758,898	6,239,223
調査費	331,886	360,520
委託調査費	6,425,175	5,876,937
図書費	1,836	1,766
営業雑経費	1,399,773	1,460,885
通信費	17,552	24,920
印刷費	349,902	370,785
協会費	26,659	30,665
諸会費	105	105
情報機器関連費	927,524	943,725
その他営業雑経費	78,029	90,684
営業費用合計	22,391,039	20,679,217
一般管理費		
給料	2,123,392	1,874,710
役員報酬	89,280	89,520
給料・手当	1,759,320	1,526,244
賞与	274,792	258,946
退職給付費用	73,742	76,106
福利費	222,276	221,018
交際費	6,004	5,612
旅費交通費	67,392	61,961
租税公課	73,989	106,691
不動産賃借料	125,339	113,697
減価償却費	126,985	134,710
業務委託費	※1 209,510	※1 486,690
諸経費	217,580	223,685
一般管理費合計	3,246,214	3,304,885
営業利益	6,525,812	6,261,346

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
営業外収益		
受取利息	8,092	4,669
収益分配金	2,026	129
投資有価証券売却益	350	307

貸倒引当金戻入		3,000		3,000
その他		5,272		1,591
営業外収益合計		18,742		9,697
営業外費用				
長期前払費用償却	※1	27,866	※1	4,644
支払補償費		1,893		—
投資有価証券売却損		365		604
その他		14		0
営業外費用合計		30,139		5,249
経常利益		6,514,415		6,265,794
税引前当期純利益		6,514,415		6,265,794
法人税、住民税及び事業税		2,183,255		1,889,846
法人税等調整額		△11,403		45,558
法人税等合計		2,171,851		1,935,405
当期純利益		4,342,563		4,330,389

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			4,342,563	4,342,563	4,342,563
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	－	4,309,563	4,312,563	4,312,563
当期末残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	3,235	3,235	13,238,726
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			4,342,563
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,386	△4,386	△4,386
当期変動額合計	△4,386	△4,386	4,308,177
当期末残高	△1,151	△1,151	17,546,904

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			4,330,389	4,330,389	4,330,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	—	4,297,389	4,300,389	4,300,389
当期末残高	71,500	2,100,000	19,026,944	21,198,444	21,848,444

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,151	△1,151	17,546,904
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			4,330,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	4,300,405

当期末残高	△1,134	△1,134	21,847,309
-------	--------	--------	------------

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28千円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
建 物	54,302	千円	62,231	千円
器具備品	263,257	〃	298,576	〃

そ の 他	841	〃	1,759	〃
計	318,401	〃	362,567	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
業務委託費	39,733	千円	39,286	千円
長期前払費用償却	27,866	〃	4,644	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	------------	-------------	-----	-------

平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日
----------------------	------	--------	--------	------------	------------

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益 剰余金	10,000	平成29年3月31日	平成29年6月30日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	16,534,066	16,534,066	—

(2) 未収委託者報酬	5,528,610	5,528,610	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	63,794	63,794	—
(4) 未払金	(3,057,975)	(3,057,975)	—
(5) 未払法人税等	(1,445,329)	(1,445,329)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	20,260,630	20,260,630	—
(2) 未収委託者報酬	5,252,944	5,252,944	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	71,149	71,149	—
(4) 未払金	(2,883,924)	(2,883,924)	—
(5) 未払法人税等	(863,230)	(863,230)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金、並びに（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
非上場株式	3	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,534,066	—	—	—
未収委託者報酬	5,528,610	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	6,265	17,912	—

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,260,630	—	—	—
未収委託者報酬	5,252,944	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	10,402	18,313	2,499

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	10,329	9,998	330
小計	10,329	9,998	330
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	53,465	55,455	△ 1,989
小計	53,465	55,455	△ 1,989
合計	63,794	65,453	△ 1,659

当事業年度（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	15,551	14,322	1,228
小計	15,551	14,322	1,228
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	55,598	58,463	△ 2,864
小計	55,598	58,463	△ 2,864
合計	71,149	72,785	△1,635

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
20,015	350	365

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
12,699	307	604

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(1) 退職給付債務	389,941	437,197
(2) 退職給付引当金	389,941	437,197

（注） 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(1) 退職給付費用	73,742	76,106

（注） 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で14,434千円、当事業年度で14,321千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	86,931	千円	28,688	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,993	〃	6,074	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	30,437	〃	30,265	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	119,400	〃	133,869	〃
その他	7,674	〃	6,972	〃
繰延税金資産 合計	251,436	〃	205,870	〃
繰延税金負債				
投資有価証券売却益益金不算入額	△6,833	〃	△6,833	〃
繰延税金負債 合計	△6,833	〃	△6,833	〃
繰延税金資産の純額	244,602	〃	199,037	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,979,867千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,568,158千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	10,100,152	未払手数料	1,682,049
							投資助言費用の支払	4,834,722	その他未払金	460,620

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	9,520,775	未払手数料	1,563,065
							投資助言費用の支払	4,979,747	その他未払金	455,942

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

前事業年度（平成28年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成29年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	5,848,968円06銭	7,282,436円46銭
1株当たり当期純利益金額	1,447,521円33銭	1,443,463円05銭

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
当期純利益	4,342,563千円	4,330,389千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,342,563千円	4,330,389千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成29年10月25日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（平成29年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成29年3月末日現在）	事業の内容
----	-----------------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	---------	---

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ②設立年月日 : 平成12年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（平成29年3月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に

掲載されております。

④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

(5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。

(6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

(7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。

(10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川 芳樹	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 知明	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月25日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中島紀子

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスコレクション（国内債券）の平成28年7月26日から平成29年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスコレクション（国内債券）の平成29年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。